

○文部科学省令第五号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百四条第一項の規定に基づき、学位規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月十一日

文部科学大臣 下村 博文

学位規則の一部を改正する省令

学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）の一部を次のように改正する。

第八条中「公表」を「インターネットの利用により公表」に改める。

第九条第一項中「当該学位」を「当該博士の学位」に、「その論文」を「当該博士の学位の授与に係る論文の全文」に、「印刷公表」を「公表」に改め、同条第二項中「当該論文」を「当該博士の学位の授与に係る論文」に、「印刷公表」を「公表」に、「この場合」を「この場合において」に改め、同条に次の一項を加える。

3 博士の学位を授与された者が行う前二項の規定による公表は、当該博士の学位を授与した大学又は独立

行政法人大学評価・学位授与機構の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令による改正後の学位規則（以下「新学位規則」という。）第八条の規定は、この省令の施行の日以後に博士の学位を授与した場合について適用し、同日前に博士の学位を授与した場合には、なお従前の例による。

3 新学位規則第九条の規定は、この省令の施行の日以後に博士の学位を授与された者について適用し、同日前に博士の学位を授与された者については、なお従前の例による。